

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人 今治明德学園

我が国は、「急速な少子高齢化の進行及び育児や介護の併行といった家庭を取り巻く環境の変化による労働者ニーズの多様化」などの状況に直面しており、学校法人今治明德学園（以下「本学園」という。）は、次世代育成支援対策推進法の基本理念に則り、本学園が設置する学校に勤務するすべての教職員が、意欲をもってその能力を発揮し、仕事と生活の調和が図られた働きやすい雇用環境整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 令和2年7月1日 ～ 令和5年6月30日 までの3年間

2. 内 容

（1）目標1：育児と仕事の両立を支援するための雇用環境の整備

〈対策〉 男性も育児休業を取得できることの周知など、本学園が設置する短期大学の学長及び中学校・高等学校の校長（以下「学長等」という。）は、育児休業法をはじめ関係法令の趣旨を踏まえ、研修会や諸会議を通じて制度の周知を図り、また講習会を実施する。さらに、育児の対象に孫を含めること、具体的には、孫が生まれる教職員、小学校就学前の孫がいる教職員、及び孫の看護のための休暇制度の整備に取り組むこと。

（2）目標2：次世代育成を担う教職員のキャリア形成を進めることのできる環境整備

〈対策〉学長等は、次世代育成を担う職員の活躍推進のためのワーク・ライフ・バランスに配慮した事務体制、勤務・職場環境の整備、職員のキャリア形成のための研修、管理職への積極的登用に向けた取り組みの実施。

（3）目標3：年次有給休暇取得の促進と労働時間の削減による環境整備

〈対策〉学長等は、年次有給休暇の取得について、有意義な取得（例えば、子どもの学校休業等に合わせた取得など）、適正な健康管理及び長時間労働をなくす観点から、学校の教育活動などの実態を踏まえ、関係職員に対して計画的で取得しやすい雰囲気づくりと職場環境の整備に努めること。